事後評価書

要 因

(1)事業概要

○事業名

晴気川第三通常砂防事業

- ○路線名及び地区名
- 一級河川六角川水系晴気川

〇所在地

小城市小城町本山

ロエ 期

- · 当初工期 H12~H15
- · 変更工期 H12~H16

〇総事業費

- 当初事業費 250,000 千円
- 変更事業費 232,800 千円

〇事業内容

- ・砂防えん堤 1基
- · 流路工 76m

〇関連する事業

・なし

〇背 景

当該地区は土石流危険渓流に 指定されており、流域には山腹及 び河床に堆積した不安定土砂が 堆積しており、渓床勾配が急なこ ともあり近年の頻発している局 地的豪雨が発生すれば下流域に 土砂災害による被害が発生する 恐れがある。

〇目 的

下流の保全地域には、天山神社 や、地域の一時避難所となる本山公 民館および一般県道天山公園線が あり、渓流沿いに住宅が並んでいる 地域である。

渓流の河床には巨石が多く、勾配は1/4と急になっている。

このため集中豪雨による土砂災害が発生しやすく、被害は甚大なものと予想されることから、砂防えん堤を構築し、土石流による被害を未然に防止し住民の安全・安心に寄与する。

(2) 事業による環境の変化

〇生活環境

砂防えん堤の施工位置は集落の約 70m 上流側であり砂防えん堤の前面に、化粧型枠を使って圧迫感がないように配慮している、堆砂区域周辺は既存の道路があり森林管理に利用されているもので、地域の生活環境への影響は発生していない。また、河川水の流下量も以前と変わらず水質にも問題ない。土砂災害の危険性を排除し、安全安心な生活に寄与している。

〇自然環境

不透過型砂防えん堤は渓流をせき止める構造であり、堆砂域の 河床の変動による流況の変化や魚類の遡上が困難となる。今後 は、えん堤の構造を透過型にして、影響を少なくしたい。

〇社会文化環境

工事直後は植生はまばらであるが、徐々に草木も繁茂してきて おり、周辺の環境になじんでいる。



砂防えん堤下流面の状況

(3)事業を巡る社会経済情勢 の変化

〇土砂災害防止施策の転換

都市近郊の宅地開発により、人工斜面が増えハード面での対策工事が追いつかない状況に対して、平成 13 年に土砂災害防止法が制定され、土砂災害警戒区域では住民に対して土砂災害の危険性を意識してもらい、市町では警戒避難体制を整備し早めの避難により土砂災害から身を守ること。

さらに、土砂災害特別警戒区域では、建築物の構造規制、要援護者施設や学校、病院といった特定の施設の開発行為について許可制とすることにより新たな危険箇所の発生を抑えるなど、ハード事業からソフト対策へ重点を置いている。

県においても、平成18年度より本格的な区域指定の作業に入り、現在534箇所の土砂災害警戒区域を指定している。

〇公共事業費の削減が行われるなか、 災害を未然に防止し県民の安心安全 を守るという事業の目的は今後も重 要な施策の一つである。

(4) 事業により整備された施設の維持管理状況

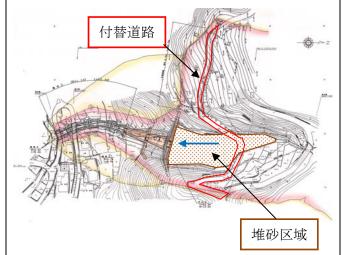
〇管理状況

土木事務所で巡視点検を実施しており、完成してからこれ まで支障なく機能している。

○今後の維持管理

地元からの苦情はなく、特に豪雨や地震直後の被害の有無 について、緊急点検を実施することとしている。

土石流発生により、堆砂区域内が満砂し風倒木などの除去が必要となった場合でも、上流側の道路より堆砂区域内まで入ることが可能であり、流木の除去作業に備えている。



(5) 県民の意見

〇事業の目的は土砂災害による県民の生命・財産を守る ものであり、その目的は住民に対して事業着工時に説明 しており、理解を得られている。

○施設設置後に土砂災害の発生はなく、目的は発現している。

〇地元住民からは砂防ダムができたことで雨が降っても 安心感があり安全な生活ができている。自然環境に影響 は与えていると感じているが人命保護の観点からは仕方 がない。他にも危険な箇所があるのでもっと砂防事業を 推進してほしいという回答がありました。

○特段の管理を要しない施設である。



上流堆砂区域内(大規模な土砂流出は起きていない)

(6) 事業の効果

砂防堰堤ができたことで土砂災害の危険性がなくなり、またえん堤下流の河川水位の変動が少なくなり護岸の被災や河床の洗掘もない。現在までに土石流捕捉の実績は見られないが、今後土石流発生時に効果が見込まれ、地域住民の安心・安全な生活環境を創造している。



(7)地域住民との関わり

土砂災害に対する予防的な施設で あり、地域住民の安心安全を確保して いる。

直接的な利活用にはなじみのない 施設である。

(8) 今後の課題等

○不透過型砂防えん堤により河道を横断的に分断すること は、魚類の遡上を妨げる等、自然環境への影響があり、現在 は透過型えん堤を計画段階で選定し、自然環境に配慮した計 画を立てている。

○今回箇所は、付替道路により砂防えん堤が満砂したときの 土砂および流木の除去についても可能であるが、他の箇所に おいても同様に維持管理について検討が必要である。 (9) 新規箇所評価、再評価への反映、改善点等

〇計画段階から透過型えん堤の採用および、将来の土砂 および流木撤去など維持管理を考慮した設計を行うよう にする。

〇平成21年7月の山口県防府市の土砂災害による災害時要援護者の被災や、平成22年7月の吉野ケ里町永山地区の土砂災害などを受け、砂防施設整備は、県民の生活を守り安心安全の確保に寄与していることが再認識された。一方で、県内における土砂災害危険箇所は9,534箇所にのぼり、ハード面での施設整備には限界があり、ソフト対策での対応が重要となっている。

ソフト事業では、土砂法による土砂災害警戒区域等の 指定を進め、市町と連携し住民の防災意識の向上、警戒 避難体制の整備、新たな危険箇所の増加抑制を行ってい く。

また、大雨時における土砂災害警戒情報の発令、土砂 災害を対象とした防災訓練の実施、広報活動について、 積極的に取り組み、住民の土砂災害に対する理解と協力 を得るようにしたい。

○砂防事業をPRするため事業の目的、効果等を記載した看板を設置し、事業の重要性を広く県民に周知する。